

第135回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

令和2年2月20日（木）

沖縄総合事務局

# 第135回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和2年2月20日（木）11時00分  
場 所 沖縄総合事務局 5F 聴聞室兼会議室

## 出席者：

公益委員 宮里委員、赤嶺委員、大城委員  
労働者委員 柴田委員、屋比久委員  
使用者委員 宮城委員、山内委員、桃原委員

沖縄総合事務局 屋良課長、新城補佐  
仲里係長

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第134回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### （配付資料）

1. 第134回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和2年1月分）
3. 令和2年度船員部会開催予定表

#### （参考資料（本省船員部会資料））

1. 労働環境の改善に向けて考えられる主な論点に対するご意見（まとめ）
2. 労働時間管理の適正化
3. 休暇取得のあり方

### **宮里部会長**

定刻でございますので、第135回船員部会をはじめさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

### **事務局（仲里係長）**

本日の出席状況ですが、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員3名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定により定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

### **宮里部会長**

それでは、初めに第134回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

### **宮里部会長**

すみません。議事録20ページ下段の私の発言箇所について、「使用」を「採用」に修正願います。

### **事務局（仲里係長）**

修正して対応します。

### **宮里部会長**

他に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

### **各委員**

（「異議なしの声」）

## 宮里部会長

では異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議事2の「管内の雇用状況」につきまして、事務局に説明をお願いします。

質問は、最後に受け付けたいと思います。

## 事務局（新城補佐）

令和2年1月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

### ●求人状況について

新規求人数は8件でした。前月に比べ1件増加、また、前年同月に比べ5件減少となっております。

月間有効求人数は15件でした。前月に比べ6件減少、また前年同月に比べ10件減少となっております。

月間有効求人数15件の内訳は、商船等12件、漁船3件となっております。

月末未済求人数は8件でした。

### ●求職状況について

新規求職数は7名でした。前月に比べ1名減少、また、前年同月に比べ7名減少となっております。

新規求職数7名の内訳は、商船等6名、漁船1名となっております。

### ●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

1月の新規求職者7名のうち離職者4名の退職理由は、自己都合4名、離職以外の方3名の求職理由は、就業中に転職を希望するもの3名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管外が2名となっております。

月間有効求職数は25名でした。前月に比べ同数、また、前年同月に比べ1名増加となっております。

月間有効求職数 25 名の内訳は、商船等 20 名、漁船 5 名となっています。

月末未済求職数は 18 名でした。

● 成立状況について

1 月は 0 件でした。

● 求人倍率について

1 月の月間有効求人倍率は、0.60 倍でした。前月に比べ 0.24 ポイント減少、また、前年同月に比べ 0.44 ポイント減少となっています。

● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 3 名、支給延べ件数は 3 件で、  
基本手当支給金額は 471,316 円でした。

その他再就職手当の支給があり、  
再就職手当の支給額は 647,325 円でした。  
総支給額は 1,118,641 円でした。

以上、管内雇用状況等の概要説明を終わります。

**宮里部会長**

はい、ありがとうございました。では、ただいまの説明について何か御質問ございますでしょうか。

質問が特にないようですので、議事 3 の「意見交換」に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。

**山内委員**

部会長一つ質問よろしいですか。

成立がゼロと言うのは、良いのか悪いのかよくわからないのですが。

**事務局（仲里係長）**

職業紹介による成立はゼロですが、求職者の中に沖縄総合事務局の職業紹介によらない者2名が就職し成立しております。

1名が漁船に、もう1名が九州運輸局若松海事事務所から紹介を受け、求人票を提出している他局の事業者に就職しております。

ただし、こちらで職業紹介をしていないため成立数に含まれておりません。

**山内委員**

有効求人数が15件あって成立が2件だけだったのですか。

**事務局（仲里係長）**

そうです。

**大城委員**

すみません。今のカウントの仕方についてですが、例えば沖縄で求職票を提出した方が若松海事事務所の紹介で成立した場合、成立数のカウントはどのようにになりますか。

**事務局（仲里係長）**

若松海事事務所の紹介になりますので、そちらの成立数となります。

**大城委員**

わかりました。ありがとうございます。

**宮里部会長**

求人倍率も減っていますよね。時期的なものがあるのですか。

**事務局（仲里係長）**

新規求人数が少なかったのも要因の一つかと思いますが。

## **宮里部会長**

3月とか4月になると増加したりする傾向はありますか。

## **事務局（仲里係長）**

年度末になると人事異動などにより人が動く時期なので増加する可能性はあると思います。

ただ、新規の求人で言いますと期間満了後、同一事業者が再度求人票を提出する傾向が見られるので何とも言えない状況です。

## **宮里部会長**

20代の求職者は少ないですか。

## **事務局（仲里係長）**

1月の求職者で言いますと20代の方は2名おりまして、その他は50代、60代の方です。

## **山内委員**

漁船もそうですが、船員の平均年齢は高いですよね。

問題は海技免状を持っているか持っていないかというのが大きく影響しているのではないかと思います。

資格を取得するためには必要な乗船履歴を満足させるのには難しい問題があって、若い人が来ても乗船履歴を満たさないと資格の取得ができないため、乗船履歴というのをもう少し緩和できないかと私は思っております。

## **宮里部会長**

小型船舶1級免許を持っているのですが、小型船舶免許の取得に乗船履歴は必要ですか。

## **事務局（仲里係長）**

小型船舶免許の取得に乗船履歴は不要です。

**宮里部会長**

関係ないですか。

**山内委員**

6級機関の取得には必要です。

**事務局（仲里係長）**

6級海技士（機関）を取得するためには2年の乗船履歴が必要です。

水産高校などの養成施設出身者ですと8ヶ月と短縮される場合もあります。

**山内委員**

無線通信士の資格ですと2級海上特殊無線通信士は乗船履歴が不要、4級海上無線通信士になると2級免許を取得してから4年から5年の乗船履歴が証明されなければなりません。

**事務局（仲里係長）**

電波法に基づく資格の乗船履歴の取扱いについては存じ上げておりません。

**山内委員**

乗船履歴や資格取得に係る免許受有期間について緩和できないものかといつも思っております。

**宮里部会長**

是非それは検討していただきたいですね。安全性の問題に関わる話かもしれませんのが長すぎるような気がします。

**事務局（仲里係長）**

海技資格に関しては養成施設などの学校出身者だと、乗船履歴が短くなる場合がありますけど。

**柴田委員**

すみません。一つよろしいですか。

**宮里部会長**

はい。

**柴田委員**

そもそも乗船履歴というのは何を基に基準に定めたのか。

ただ船にのっているだけで資格を持っている人、資格はないが仕事ができる人というのは大きな違いがあると思います。

**山内委員**

形骸化しているような感じがするのですよ。

**柴田委員**

例えば船舶料理士の免許についてですが、陸上の調理をしていた人が資格を取得するために必要な乗船履歴は長かったのですが、少しずつ短くなっています。

**事務局（仲里係長）**

調理師免許を受有していれば3か月の乗船履歴が必要です。

**屋比久委員**

船長の承諾があれば1か月です。乗船履歴の3年には休暇を含むことはできないので。

**山内委員**

業態とか、船によってはランクが異なるので、専門的な知識や知見がないと使用できない機械を搭載している船もあるだろうし、我々みたいな小さな漁船で専門的な技術を必要としない船の場合も同じ基準なわけですから、基準に弾力性を持たせるなど再構築する必要性があ

るのではと考えたり思ったりもします。

**柴田委員**

ずっとそのような話は多方面から出ていますけど難しいですよね。

**山内委員**

一つの定規で全部はかること自体に問題があるのでと。

**柴田委員**

非常に難しいところがあるのですね。

**宮里部会長**

これはもう法律改正の問題になると思います。

**事務局（仲里係長）**

海事関係法令は国際条約を国内法に入れ込むことが多いのですが、海技免状でいいますと STCW条約が関係します。

担当部署でないため明確な回答ができませんが、その辺りが関係しているかもしれません。

**山内委員**

STCW条約が関係すると、我々マグロ船が外国に入港することはほとんどできなくなります。英語を話せることが入港の条件ではないですか。

また、5級海技士（機関）の乗船が義務づけられていると思いますが。

**事務局（仲里係長）**

小型船舶であれば、6級海技士（機関）の乗船が必要になるかと。

**山内委員**

6級ですか。

事務局（仲里係長）

100マイル以上行くのに必要です。

山内委員

5級海技士（機関）が必要とお聞きしておりますが。

事務局（仲里係長）

5級海技士（機関）の要求はなかったと認識しております。沿海区域から80マイル以遠を航行する場合は、小型船舶であっても6級海技士（機関）の免状をお持ちの方の乗船が要求されます。

小型漁船以外ですと、航行区域、総トン数、機関出力で海技免状のグレードが異なる取扱いになります。

柴田委員

航空機関係と比べますと飛行機のパイロットになるためには何千時間、何百時間フライトをして副操縦士から操縦士になる。船もそれにちょっと近い感じなのかなと思います。

ただ、外航の大型船と小型漁船は全く違うのに、海技資格は一緒、難しいところはありますね。

事務局（仲里係長）

総トン数が20トンを超えないければ、小型船舶免許で船長として乗船できます。

宮里部会長

いずれにしてもそろそろ緩和といいますか、細かくしていただきたいというのありますね。

山内委員

取扱いを細分化していただきたいですね。

**宮里部会長**

多分航空機も大分シミュレーションを多くすれば実施に搭乗しなくても緩和されているのですよ。そのような事もあるので、是非反映させていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

では特にないようですので、議事3の「意見交換」に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。

**事務局（仲里係長）**

事務局からひとつよろしいですか。

**宮里部会長**

事務局からご報告をお願いします。

**事務局（仲里係長）**

資料3を確認していただきたいのですが、事前に船員部会の開催時刻の変更について委員の皆様にご意見をお伺いしたのですが、意見の一致は見られませんでしたので、開催時刻を変更せずこれまでどおりの開催時刻として、次年度も第3木曜日11時スタートとして開催したいと思います。

ただし、委員の出席状況や最低賃金部会の開催に絡んで日時が変更になる場合もありますのでご承知おきいただければと思います。

資料3の説明は以上です。

**宮里部会長**

どうもありがとうございます。

**事務局（仲里係長）**

続けてよろしいですか。

**宮里部会長**

はい。どうぞ。

**事務局（仲里係長）**

参考資料として中央の船員部会で審議した資料を用意させていただいております。資料の細かい内容についてお答えすることができないのですが、まず参考資料1と参考資料2は同じ船員部会で議論した内容で、参考資料2の内容を簡潔にまとめたものが参考資料1になります。

前回の部会で働き方改革に関するお話しがあったため、中央で議論している内容をお伝えするため資料を用意させていただいております。

参考資料3は船の休暇取得のあり方に関する資料となっております。簡単に説明しますと参考資料5ページを開いていただけすると、労働時間の記録や管理に関する制度について陸上との比較について記載しております。

参考資料3についてですが、表紙をめくって頂けますと休暇取得のあり方についても論点が記載されております。

5ページを開いていただけると基準労働期間、補償休日に関する規定が記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

**柴田委員**

一つよろしいですか。

**宮里部会長**

はい。

**柴田委員**

働き方改革について今後船員についても具体的な施策が定まっていく流れになるかと思いますが、最終的にどうするかというと事業者がしっかりとやりますとか、働く場が記録することが大事だと思います。

沖縄総合事務局においても労務監査であるとか、書類のチェックなど引き続き取り組んでいただければと思います。

特に働き方改革が始まる年なので厳しく見ていただいてもよろしい

のではないかと思います。

### 事務局（仲里係長）

柴田委員がおっしゃった内容が参考資料1の3ページに記載されておりまして、船員労務官による労働時間の監督体制の強化に関するものなると思います。

沖縄総合事務局にも船員労務官がおりますので、柴田委員からのお話しと議事録については展開したいと思います。

### 柴田委員

船員労務官の数も昔に比べれば減っているのですか。

### 事務局（仲里係長）

定員削減などの流れの中で運航監理官と船員労務官という二つのセクションを一つにして運航労務監理官が設置されました。

管内でいいますと何年か前に増員して3名から4名体制となっておりますので、一概に減っているということはないかと思います。

### 柴田委員

外国船舶のPSCについてですが、船舶の数に対してPSCを行う者の数が全然足りていないのでは九州でも言われております。

内航船についてももっともっと検査する方を増やしていくかないと綿密に検査をすることはできないでしょうし、沖縄においても4名で沖縄県内全部をみることも難しいのではないかと思います。

今後は運航労務監理官を増やすことを考えてもよろしいのではないかと思います。

### 事務局（仲里係長）

これまでも増員要求はしているところですが、予算削減の中定員を増やすことは難しい傾向にあるようです。

**山内委員**

一つ気になったのですが、漁船についても議論はなかったのですか。

**事務局（仲里係長）**

配布資料には特に漁船に関する記述はみあたりませんでした。議事録も展開されていないので、詳細はわかりかねます。

**山内委員**

難しいでしょうね。多岐にわたるから。

**事務局（仲里係長）**

小型漁船と大型漁船では労働形態も異なると思います。

**山内委員**

先ほどの質問の訂正で5級海技士（機関）ではなく、STCW条約上5級海技士（航海）の資格を持つ船長が必要になるのではないかと思いますが。

**事務局（仲里係長）**

小型船舶ですと1級小型免許で問題ないと思いますが。

**山内委員**

小型船舶免許では外国の入港はだめだと聞いております。

**事務局（仲里係長）**

例えばですが、国際航海をする船舶ですと、国際総トン数という船の大きさを表す指標があるのですが、総トン数19トンの小型船舶をそれに換算すると、国際総トン数が20トン以上になるので、大型のライセンスが必要になるかもしれません。

ただ山内委員からの質問については即答できないため、担当に確認の上次回の船員部会で回答できるように致します。

**宮里部会長**

貴重なご意見ありがとうございました。  
では、次回の報告をお願いします。

**事務局（仲里係長）**

3月の船員部会は、3月19日（木）に5階海技試験室で11時0分より開催いたします。

後日、改めて案内の文書を送付いたします。出席できない場合は事前に事務局まで御連絡をお願いします。

今回の議事録は作成次第メールで照会させていただきますので、御確認よろしくお願いします。

以上です。

**宮里部会長**

では、皆さん御苦労様でした。  
以上をもちまして、本日の部会はこれで終了したいと思います。